

令和6年度京都府サービス管理責任者等基礎研修実施要領

1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的なモニタリングといった一連のサービス提供プロセスにおいて必要な知識・技能を習得し、また、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担うことができるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を目的として研修を実施します。

2 主催者 京都府

3 研修実施機関 (福) 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 研修受講対象者

指定障害福祉サービス事業所（開設予定含む）において、勤務先の代表者等の推薦を受けた者であって、サービス管理責任者として必要な実務経験又は児童発達支援管理責任者として必要な実務経験を満たす者、又は実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

※御自身が実務経験を満たしているかどうかの確認を希望する場合は、10 問合せ先にお問い合わせください。

5 開催日程・会場・受講定員

コース	研修形態	開催日程	会場	受講定員
1・2 コース 共通	WEB 講義	7月1日（月）～8月6日 （火）配信予定	オンデマンド （指定期間中に各自で 視聴することができます。）	各コース 275名
1コース	演習	8月26日（月）12:00～17:00 8月27日（火）9:30～17:00	京都市勧業館「みやこめっせ」 第2展示場D面	計550名
2コース	演習	9月24日（火）12:00～17:00 9月25日（水）9:30～17:00	京都市勧業館「みやこめっせ」 第2展示場D面	

※研修終了時刻は前後する場合があります。なお、詳細については受講決定通知にてお知らせします。

※各コースの講義・演習は同内容です。受講を希望する日程によりコースをお選びください。

※受講決定後のコース変更はできませんので御注意ください。

※受講申込者が定員を超過した場合は、受講申込内容に基づき受講決定を行いますので、申し込んだにもかかわらず研修を受講いただけないことがありますので予め御了承ください。

(1) WEB 講義について

- ・YouTube での動画配信（6 時間 30 分）を予定しています。視聴環境がない方は、その他の受講方法について検討いたしますので、受講申込フォームの「WEB 講義の視聴環境」に御入力ください。
- ・WEB 講義受講後は、レポート課題に取り組んでいただきます。研修実施機関が指定する日時までにレポート課題の提出がなかったり、レポートの内容に不備があったりした場合は、演習の受講が認められません。

(2) 演習について

- ・演習の実施に当たっては、受講決定時に予め示す事例について課題に取り組んでいただきます。詳細は受講決定通知の際にお知らせします。
- ・作成した事前課題に基づいて演習を実施しますので、当日、事前課題を持参いただけなかった場合には、演習に参加できないことがあります。

6 受講申込方法及び受講可否

(1) 受講申込方法について

令和6年5月24日（金）9：00までに、下記 URL 又は右記二次元コードからお申し込みください。

（ <https://forms.gle/LoqKssHtD8bbtPNq5> ）

- ・インターネットによる申込が難しい場合は、京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。
- ・受講申込完了後、登録いただいたメールアドレス宛てに自動返信メールが送信されますので、受信の確認をお願いします。自動返信メールが届かない場合は、必ず京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。受講申込に関するトラブルが生じた場合、自動返信メールを保管されている方のみ対応いたしますので御了承ください。



所属事業所について

②法人格 ③法人名 ④事業所名 ⑤事業所サービス種別 ⑥担当者氏名 ⑦電話番号 ⑧FAX 番号 ⑨事業所所在市町村 ⑩郵便番号 ⑪事業所所在地

受講申込者について

⑫氏 ⑬名 ⑭ふりがな ⑮生年月日（西暦） ⑯事業所内優先順位 ⑰受講希望コース ⑱配置予定事業所の状況 ⑲人員基準を満たさなくなる時期（該当する場合のみ） ⑳開設予定時期（該当する場合のみ） ㉑推薦理由 ㉒受講配慮 ㉓WEB 講義の視聴環境 ㉔修了者名簿への登載を希望する職種 ㉕サービス管理責任者の実務要件 ㉖児童発達支援管理責任者の実務要件 ㉗修了証書を発行する職種 ㉘昨年度の本研修申込状況 ㉙相談支援従事者初任者研修講義部分（京都府における3日コース）の修了状況 ㉚申込内容についての証明及び受講申込者の推薦（責任者本人が御自身の氏名を

入力) ③①その他備考

(2) 受講申込に当たっての留意事項

- ・ 受講申込フォームに入力された内容に基づき受講決定を行います。入力漏れ、誤字・脱字のないよう留意し、必ず全ての項目について入力してください。入力内容に不備がある場合、受講申込を受け付けないことがありますので御注意ください。
- ・ 受講配慮を希望する場合は、受講申込フォームに必ずその旨を入力してください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。
- ・ 修了証書の交付後は、修了証書に記載の資格の修正を受け付けることができません。受講申込に当たっては、修了証書の発行希望種別に誤りのないよう、十分に御注意ください。

(3) 受講可否について

- ・ 受講の可否については、令和6年6月27日(木)までに、所属事業所宛てに御連絡します。期日を過ぎても受講可否の連絡がない場合は、京都府福祉人材・研修センター研修課 (TEL: 075-252-6296) まで至急御連絡ください。

7 資料代

4,500円

※受講決定通知に同封する払込取扱票によりお振り込みください。なお、振込手数料は各自で御負担ください。受講をキャンセルされた場合でも、振込後の返金はできかねますので御了承ください。

8 修了認定

- ・ 全カリキュラムの修了が認定された者には、各コースの演習最終日に京都府から修了証書を交付します。
- ・ 修了証書には、氏名及び生年月日を記載しますので、受講申込の際は誤りのないよう入力してください。
- ・ 研修修了のためには、全日程、全科目、全時間への出席が必要です。原則として、WEB講義視聴後のレポート提出がない場合や、欠席、遅刻、早退、長時間の途中離席がある場合は、修了認定ができません。その他、WEB講義視聴後に提出のあったレポート内容に不備がある場合や、演習での受講態度が不良であると主催者及び研修実施機関が判断した場合等も、修了認定ができません。
- ・ 修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。この場合でも資料代の返金はできません。
- ・ 本研修を複数年度にまたがって履修することは認めておりません。単年度で全日程、全科目、全時間を受講してください。
- ・ 受講申込フォームへ入力された内容に虚偽があることが判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了認定の取消等の措置を講じることがあります。

9 その他

(1) 受講のキャンセルについて

- ・ 受講申込者多数となった場合、受講不可となる方もおられます。そのため、受講決定後のキャンセルはできる限りお控えいただきますようお願いいたします。なお、体調不良やその他の事情によりやむ

を得ず受講をキャンセルする場合は、速やかに京都府福祉人材・研修センター（075-252-6296）まで御連絡ください。

（2）受講上の注意点について

- ・研修中は、休憩時間を除き、スマートフォンやパソコン等の電子機器類の使用をお控えください。緊急に外部との連絡が必要となった場合は、必ず事前に事務局へお申し出いただき、許可を得た上で離席してください。
- ・上記以外にも、研修実施の妨げとなる行為や、その他受講態度の不良が認められる場合は、事務局から途中退席をお願いする場合があります。
- ・以上のことについて御了承いただいた上で研修にお申し込みください。

（3）会場等について

- ・会場規模が大きいため、個々人に合わせた温度調整が難しいことがあります。着脱しやすい衣服でお越しいただき、調整をお願いします。
- ・昼食は各自で御用意願います。

（4）自然災害発生時の対応について

- ・悪天候等が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ（<http://www.kyoshakyo.or.jp/>）内の「研修受講者の方」のページに掲載します。
- ・自然災害発生の影響により、研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

（5）個人情報の取扱いについて

- ・受講申込フォームに入力された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的にのみ利用させていただきます。また、所管の保健所と受講申込内容や修了可否の状況等を共有する場合がありますので御了承ください。

10 問合せ先

【研修開催に関する問合せ先】

- 実施機関：（福）京都府社会福祉協議会京都府福祉人材・研修センター（TEL：075-252-6296）
- 主催者：京都府健康福祉部 障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係（TEL：075-414-4671）

【実務要件・事業所指定に関する問合せ先】

- 京都府内事業所の場合（京都市以外）…所管の府保健所福祉課
 - 乙訓保健所〔向日市、長岡京市、大山崎町〕 TEL：075-933-1154
 - 山城北保健所〔宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町〕 TEL：0774-21-2193
 - 山城南保健所〔木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村〕 TEL：0774-72-0979
 - 南丹保健所〔亀岡市、南丹市、京丹波町〕 TEL：0771-62-0361
 - 中丹西保健所〔福知山市〕 TEL：0773-22-3903
 - 中丹東保健所〔舞鶴市、綾部市〕 TEL：0773-75-0856
 - 丹後保健所〔宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町〕 TEL：0772-62-4302
- 京都市内事業所の場合

- ・ サービス管理責任者：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 (TEL：075-222-4161)
- ・ 児童発達支援管理責任者：京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 (TEL：075-746-7625)